

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地方税法の一部改正により、次の点を改正するものであります。

- (1) 固定資産税の課税標準について
 - ア 家庭的保育事業、事業所内保育事業等に使用される施設等及び市民緑地として使用される土地の軽減率を定めること。
 - イ ノンフロン類使用製品に係る軽減措置を廃止すること。
 - ウ 被災市街地復興推進地域における被災住宅用地の軽減措置が新設されたことに伴い、その適用を受けるための申告等の期限を定めること。
- (2) 軽自動車税について、天然ガス軽自動車等一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車（平成 2 9 年度中又は平成 3 0 年度中に新規に車両の番号登録をしたものに限る。）の税率を、それぞれ平成 3 0 年度分又は平成 3 1 年度分に限り軽減すること。
- (3) 移動が生じた引用条項を改めるとともに、字句を整理すること。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「施行規則第15条の3第2項」を「施行規則第15条の3第3項」に改める。

第24条の見出し及び同条第1項中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第2項中「あん分」を「^{あん}按分」に、「1月1日以後」を「1月1日から起算して」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第27条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第27条の2において同じ。）には、その被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第3項中「あん分」を「^{あん}按分」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第26条の2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、3分の1とする。

第27条の2第1項中「1月1日以後」を「1月1日から起算して」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、その被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「1月1日以後」を「1月1日から起算して」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、その被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第20項各号列記以外の部分中「施行令附則第12条第24項」を「施行令附則第12条第26項」に改める。

附則第21項各号列記以外の部分中「施行規則附則第7条第11項」を「施

行規則附則第7条第14項」に、「施行令附則第12条第24項」を「施行令附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「施行規則附則第7条第11項」を「施行規則附則第7条第14項」に改める。

附則第26項から第30項までの規定中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改める。

附則第31項中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第37項」に改める。

附則第38項を附則第39項とし、附則に次の3項を加える。

40 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第37項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

41 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第38項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

42 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

附則第37項の表以外の部分中「次項」の次に「、附則第41項及び附則第42項」を加え、同項を附則第38項とする。

附則第36項を附則第37項とし、附則第35項を附則第36項とし、附則第34項を附則第35項とする。

附則第 3 3 項中「において準用する法附則第 1 5 条の 6 第 2 項」を削り、同項を附則第 3 4 項とする。

附則第 3 2 項を次のように改める。

3 2 法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

附則第 3 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 3 法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に 3 項を加える改正規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

秦野市市税条例の一部を改正することについて

1 固定資産税の負担軽減措置の特例対象の追加等について

(1) 地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の対象の追加

ア 改正の概要

国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方公共団体の条例で決定できるようにするという趣旨から導入された、固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）の対象に、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び企業主導型保育事業並びに都市緑地法に規定する市民緑地を追加し、それぞれ特例率を設定するものです。

イ 対象施設等及び特例率

対象施設等		特例率	参酌基準	適用年度及び適用期限
①	家庭的保育事業	3分の1	2分の1を参酌し 3分の1から3分の2の範囲内	平成30年度課税分以後、 期限なし
②	居宅訪問型保育事業			
③	事業所内保育事業			
④	企業主導型保育事業 (平成29年4月1日から平成31年3月31日まで取得したもの)	土地 家屋 償却資産	3分の1	平成30年度課税分以後、 新たに固定資産税等が課税されることとなった年度から5年度分
⑤	市民緑地 (平成29年4月1日から平成31年3月31日まで取得したもの)	土地	3分の2	3分の2を参酌し 2分の1から6分の5の範囲内 平成30年度課税分以後、 新たに固定資産税等が課税されることとなった年度から3年度分

(2) 地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の廃止

ノンフロン類使用製品を対象とする固定資産税の課税標準の特例措置を廃止するものです。

対象施設等		特例率	取得期間
ノンフロン類 使用製品	償却資産	4分の3	平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した製品

(3) 被災住宅用地に係る特例措置の拡充

被災住宅用地に係る特例措置について、震災等に際し、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、被災住宅用地を住宅用地とみなす期限を2年度分から4年度分に拡充するものです。

(4) 施行日

(1)～(3)のいずれも公布の日

2 軽自動車税における軽減税率の見直しについて

(1) 改正の概要

軽自動車税において、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両（平成29年度中又は平成30年度中に新規に車両の番号を登録したものに限る。）の税率について、取得した年度の翌年度課税分（平成30年度又は平成31年度）に限り、環境性能に応じた軽減税率を適用するものです。

ア 適用条件

区 分			軽減率
①	電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減）		おおむね75%軽減
②	乗用	平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+30%達成車	揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とするものに限る。
	貨物	平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車	
③	乗用	平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成車	おおむね25%軽減
	貨物	平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車	

イ 適用税率

(単位：円)

車種区分		税率 (年税額)				
		標準税率	①おおむね 75%軽減	②おおむね 50%軽減	③おおむね 25%軽減	
三輪車		3,900	1,000	2,000	3,000	
四輪車	乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
	貨物	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
		自家用	5,000	1,300	2,500	3,800

(2) 取得期間及び適用期限

取得期間	適用期限
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年度
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成31年度

(3) 施行日

平成30年4月1日

議案第 号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網掛け部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>(区分所有に係る家屋の補正の方法の申出)</p> <p>第23条 施行規則第15条の3第3項の規定による補正の方法の申出は、その家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までにその補正の方法を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(共用土地等に係る固定資産税額の按分の申出)</p> <p>第24条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに按分の方法を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項</p>	<p>(区分所有に係る家屋の補正の方法の申出)</p> <p>第23条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、その家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までにその補正の方法を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(共用土地等に係る固定資産税額のあん分の申出)</p> <p>第24条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までにあん分の方法を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1</p>

に規定する被災年度（以下この項及び第27条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第27条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第27条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第27条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、その被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第27条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第27条の2において同じ。）には、その被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに規則で定める事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第

項に規定する被災年度（以下この項及び第27条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第27条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第27条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第27条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、その被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに規則で定める事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条

6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第26条の2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(被災住宅用地の申告)

第27条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、その被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定めら

第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第27条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、その被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに規則で定

れた場合には、その被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに規則で定める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、その被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、その被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額のための申告)

- 20 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、その耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書にその耐震改修に要した費用を証明する書類及びその耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証明する書類を添付して市長に

める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、その被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額のための申告)

- 20 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、その耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書にその耐震改修に要した費用を証明する書類及びその耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証明する書類を添付して市長に

提出しなければならない。

(1)－(6) (略)

(耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額のための申告)

2 1 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、その耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 4 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及びその耐震改修後の家屋が施行令附則第 1 2 条第 2 6 項に規定する基準を満たすことを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)－(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 1 4 項に規定する補助の算定の基礎となった耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

2 6 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号イの条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 7 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ロの条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 8 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イの条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

提出しなければならない。

(1)－(6) (略)

(耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額のための申告)

2 1 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、その耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及びその耐震改修後の家屋が施行令附則第 1 2 条第 2 4 項に規定する基準を満たすことを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)－(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助の算定の基礎となった耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

2 6 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イの条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 7 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロの条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 8 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イの条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

29 法附則第15条第32項第2号口の条例で定める割合は、
2分の1とする。

30 法附則第15条第32項第2号ハの条例で定める割合は、
2分の1とする。

31 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2
とする。

32 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1
とする。

33 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2
とする。

34 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の
2とする。

35-37 (略)

38 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以
上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに
限る。次項、附則第41項及び附則第42項において同じ。）
に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が平
成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車
両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車
税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

29 法附則第15条第33項第2号口の条例で定める割合は、
2分の1とする。

30 法附則第15条第33項第2号ハの条例で定める割合は、
2分の1とする。

31 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2
とする。

32 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3
とする。

33 法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15
条の6第2項の条例で定める割合は、3分の2とする。

34-36 (略)

37 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以
上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに
限る。次項において同じ。）に対する第31条の規定の適用に
ついては、その軽自動車が平成28年4月1日から平成29年
3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合におい
て、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げ
る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

(略)

39 (略)

40 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第37項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

41 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第38項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

42 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車

(略)

38 (略)

両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に3項を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。